

# すご味・すごモノ 販路開拓 共創補助金

官民共創拠点「E:NBASE」を活用し、すご味・すごモノ企業を中心とした県内外の企業、自治体等によるコミュニティ形成を促進するとともに、現場課題や新たなアイデアを起点とした新規販路開拓に取り組む共創事業を支援することとし、「令和8年度すご味・すごモノ販路開拓共創補助金」に係る事業提案を募集します。

## 申請期間

令和8年  
7月1日(水曜日)～8月21日(金曜日)

## 本補助金の対象となる事業

共創の枠組みに基づき、新規販路開拓、新商品開発、その他すご味・すごモノを始めとした県産品の販売拡大に資する事業

## 対象分野

1. 商品開発・テストマーケティング
2. 展示会・フェア等への出展
3. 販売促進活動  
(販路開拓、ブランディング等)
4. 各種認証等の取得  
(販路拡大のための規格・認証等の取得)
5. 課題解決・社会貢献  
(廃棄物、副産物の利活用等)
6. 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める分野又は取組

## 補助率及び補助上限額

1. 補助率  
補助対象経費の3分の2以内
2. 補助上限額  
1件当たり300万円
3. 補助下限額  
1件当たり50万円

## 補助対象経費

基本的な経費区分は、次のとおりです。汎用性が高く、資産形成を主たる目的とする経費は、原則として補助対象外とします。

- 広報・啓発費 (展示会出展費用を含む)
- 委託・外注費
- 専門家経費
- 旅費・交通費
- 使用料及び賃借料
- データ購入・ソフトウェア導入費
- 安全対策費
- 消耗品費 (資材費を含む)
- 備品費
- その他知事が必要と認める経費

## 応募できる者

応募できる者は、補助事業を行う連携体とし、次の要件を満たす必要があります。

1. 事業者（法人格の有無を問わず、事業を営むもの全て）、公設試験研究機関、大学その他の研究機関、支援機関、自治体その他知事が適当と認める者のうち、3者以上で構成されること。
  2. 連携体の中から代表者を1者選定すること。
  3. 代表者は、愛媛県内に主たる事業所・製造拠点を有し、県産品を製造又は販売する事業者であること。
  4. 代表者は、事業提案、交付申請、補助事業の運営、実績報告その他補助事業に関する一切の手続を担うこと。
  5. 代表者を含む連携体の構成員は、補助金の交付決定までに、法人格を有する事業者にあつては、官民共創拠点「E:N BASE」における共創パートナーとして、法人格を有しない事業者にあつては、同拠点「E:N BASE」における会員として登録を受けること。
  6. 連携体の構成員は、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと。
- 「すご味・すごモノ企業」とは、愛のくにえひめ営業本部が作成する「すご味」・「すごモノ」データベースに製品が登録されている企業をいう。
  - 「県産品」とは、愛媛県内に主たる事業所・製造拠点を有する事業者（法人格の有無を問わず、事業を営むもの全て）により、製造又は販売される食材・食品・工芸品等（機械・ソフトウェアを除く）をいう。
  - 代表者を含む構成員について、応募時点で共創パートナー又は会員の登録が完了していない場合であっても応募は可能ですが、交付決定までに登録を完了していただく必要があります。



## 事業提案から補助金交付決定までの流れ

本補助金は、次の流れで実施します。

### STEP.1

募集要領により事業提案を公募  
(補助金交付要綱第5条)

### STEP.2

連携体の代表者が事業提案書その他必要な書類を提出(同第7条)  
(1) 事業提案書  
(2) 事業計画書  
(3) 収支計画書  
(4) 連携体構成員一覧  
(5) その他知事が必要と認める書類

### STEP.3

提案書類の形式審査及び要件審査を経たものについて、審査会において提案内容を審査し、採択事業を決定(同第8条)

### STEP.4

連携体の代表者が、補助金交付要綱に基づき、交付申請書等を提出  
(同第11条)

### STEP.5

交付申請の内容を審査し、適当と認める場合は補助金を交付決定(同第12条)

### STEP.6

交付決定後、補助事業者が補助事業を実施(同第13条)

### STEP.7

補助事業完了後、実績報告、額の確定及び補助金の交付を実施  
(同第16条から第18条まで)

- 審査会による採択は、補助金の交付決定ではありません。
- 補助金の交付は、別途交付申請及び県の審査を経て決定します。

## 採択結果の通知

審査結果については、連携体の代表者あてに文書で通知します。採択は補助金の交付決定を行うものではなく、その後の交付申請の審査結果によっては、補助金の全部または一部が交付されない場合があります。

## 応募方法

応募書類を電子データにより提出してください。  
提出方法、提出先その他必要な事項については、下記WEBページまたはお問い合わせ先までご連絡ください。



すご味・すごモノ販路開拓共創補助金



## お問い合わせ先

愛のくにえひめ営業本部 企画戦略グループ  
〒790-8570松山市一番町四丁目4番地2

TEL : 089-912-2493

MAIL : ehime-sales@pref.ehime.lg.jp